

別海町議会会議録

第4号（平成28年 3月18日）

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告
（1）総務文教常任委員会付託事件
（町長提出議案第17号）
委員長報告・質疑
（2）総務文教常任委員会付託事件
（町長提出議案第19号）
委員長報告・質疑
（3）産業建設常任委員会付託事件
（町長提出議案第20号）
委員長報告・質疑 |
| 日程第 3 | 特別委員会付託事件審査結果報告
平成28年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号） |
| 日程第 4 | 各議案の討論・採決
（1）平成28年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号）
（2）別海町行政不服審査会条例の制定について
（町長提出議案第17号）
（3）野付半島災害時避難施設条例の制定について
（町長提出議案第19号）
（4）国営土地改良施設整備基金条例の制定について
（町長提出議案第20号）
（5）行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（町長提出議案第18号）
（6）別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 |

- の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 5 号)
- (7) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 6 号)
- (8) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 7 号)
- (9) 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 8 号)
- (10) 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 9 号)
- (11) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 0 号)
- (12) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 1 号)
- (13) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 2 号)
- (14) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 3 号)
- (15) 別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 4 号)
- (16) 別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 5 号)
- (17) 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 6 号)
- (18) 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 7 号)
- (19) 別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

				(町長提出議案第 38 号)
				(20) 別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 39 号)
				(21) 別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 40 号)
				(22) 野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 41 号)
				(23) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 42 号)
				(24) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 43 号)
				(25) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 44 号)
				(26) 別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
				(町長提出議案第 45 号)
				(27) 牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更生資金貸付条例廃止する条例の制定について
				(町長提出議案第 46 号)
				(28) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
				(町長提出議案第 47 号)
				(29) 町道の路線認定及び廃止について
				(町長提出議案第 48 号)
				(30) 根室町村等公平委員会委員の選任について
				(町長提出同意第 1 号)
日程第	5	発議第	1 号	別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	発委第	1 号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について
日程第	7	発委第	2 号	教職員定数の削減に反対する意見書について
日程第	8	発委第	3 号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書について
日程第	9			議員派遣の件
日程第	10			委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第 17 号)
委員長報告・質疑
(2) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第 19 号)
委員長報告・質疑
(3) 産業建設常任委員会付託事件
(町長提出議案第 20 号)
委員長報告・質疑
- 日程第 3 特別委員会付託事件審査結果報告
平成 28 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
(1) 平成 28 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号)
(2) 別海町行政不服審査会条例の制定について
(町長提出議案第 17 号)
(3) 野付半島災害時避難施設条例の制定について
(町長提出議案第 19 号)
(4) 国営土地改良施設整備基金条例の制定について
(町長提出議案第 20 号)
(5) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(町長提出議案第 18 号)
(6) 別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 25 号)
(7) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 26 号)
(8) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 27 号)

- (9) 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
(町長提出議案第28号)
- (10) 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第29号)
- (11) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
(町長提出議案第30号)
- (12) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(町長提出議案第31号)
- (13) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
(町長提出議案第32号)
- (14) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正
する条例の制定について
(町長提出議案第33号)
- (15) 別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正す
る条例の制定について
(町長提出議案第34号)
- (16) 別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部
を改正する条例の制定について
(町長提出議案第35号)
- (17) 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費
の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
(町長提出議案第36号)
- (18) 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定
について
(町長提出議案第37号)
- (19) 別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例の制定について
(町長提出議案第38号)
- (20) 別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正
する条例の制定について
(町長提出議案第39号)
- (21) 別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改
正する条例の制定について
(町長提出議案第40号)
- (22) 野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正

する条例の制定について

(町長提出議案第41号)

(23) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第42号)

(24) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第43号)

(25) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第44号)

(26) 別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第45号)

(27) 牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更生資金貸付条例廃止する条例の制定について

(町長提出議案第46号)

(28) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(町長提出議案第47号)

(29) 町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第48号)

(30) 根室町村等公平委員会委員の選任について

(町長提出同意第1号)

日程第 5 発議第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発委第 1 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について

日程第 7 発委第 2 号 教職員定数の削減に反対する意見書について

日程第 8 発委第 3 号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書について

日程第 9 議員派遣の件

日程第 10 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番 小 椋 哲 也
3 番 大 内 省 吾
5 番 松 壽 孝 雄
7 番 今 西 和 雄
9 番 沓 澤 昌 廣
11 番 瀧 川 榮 子
13 番 中 村 忠 士

2 番 外 山 浩 司
4 番 木 嶋 悦 寛
6 番 森 本 一 夫
8 番 西 原 浩
10 番 小 林 敏 之
12 番 戸 田 憲 悦
14 番 渡 邊 政 吉

副議長 15番 佐藤 初雄

議長 16番 松原 政勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛
教 育 長 真 籠 毅
福 祉 部 長 河 嶋 田鶴枝
教 育 部 長 中 谷 隆 弘
会 計 管 理 者 田 保 圭 乙
農 委 事 務 局 長 山 崎 茂
建設水道部次長 金 田 秀 幸
総合政策課長 浦 山 吉 人
防災交通課長 宮 本 栄 一
町 民 課 長 三 戸 俊 人
商工観光課長 川 畑 智 明
事 業 課 長 金 田 秀 幸
財 政 課 主 幹 寺 尾 真太郎

副 町 長 佐 藤 次 春
総 務 部 長 竹 中 仁
建設水道部長 宮 越 正 人
病 院 事 務 長 佐 藤 一 彦
監査委員事務局長 佐 藤 敏
総 務 部 次 長 佐 藤 告
総 務 課 長 佐 藤 告
税 務 課 長 中 村 公 一
介 護 支 援 課 長 今 野 健 一
農 政 課 長 門 脇 芳 則
管 理 課 長 伊 藤 一 成
上下水道課長 小 島 実

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉

主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

4番 木 嶋 悦 寛
6番 森 本 一 夫

5番 松 壽 孝 雄

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会に付託いたしました議案第17号及び議案第19号の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松壽孝雄君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました事件を報告いたします。

「議案第17号別海町行政不服審査会条例の制定について」、それから、「議案第19号野付半島災害時避難設置条例の制定について」、まとめて報告をいたします。

まず初めに、議案第17号。

平成28年3月10日開催の第1回定例会1日目において、総務文教常任委員会に付託のありました、議案第17号「別海町行政不服審査会条例の制定について」の審査経過と結果について御報告いたします。

本議案につきましては、3月15日、全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め、行政不服審査法の概要を含め、本条例の制定内容の詳細な説明を受け、慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

行政不服審査法は、公正性・利便性の向上等の観点から抜本的な見直しが図られました。

今回の行政不服審査法改正では、審査請求があった際の審理手続は、行政庁に所属する職員のうち、処分に関与していないなど一定の要件を満たす者が審理員となって、行うことになりました。

この審理員制度の導入により、これまで以上に中立かつ公正な審理が行われることとなりましたが、より客観的かつ公正な判断が得られるよう、裁決に当たっては、条例で設置する附属機関へ諮問する手続が義務付けられたものです。

町ではこの附属機関を、「別海町行政不服審査会」として設置するものとの説明を受けました。

総務文教常任委員会では、慎重な審議の結果、本条例の制定は行政不服審査法が定めて

いる附属機関の設置目的及び運用条件を十分に満たすものとして、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

次に、議案第19号。

平成28年3月10日開催の第1回定例会1日目において、総務文教常任委員会に付託のありました、議案第19号「野付半島災害時避難施設条例の制定について」の審査経過と結果についてご報告いたします。

本議案につきましては、3月15日、全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

本条例は、日本海溝・千島海溝周辺で、これまでも大規模な地震が繰り返し発生していることから、今後においても、大規模災害を誘発する地震の発生などが懸念されるため、津波などの災害時に漁業者や観光客の生命を保護することを目的に、野付半島における避難施設の管理と運用を図るため制定するものです。

総務常任委員会では、慎重な審議の結果、本条例の制定は、野付半島災害時避難施設の設置目的や運用条件を十分満たすものとして、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（松原政勝君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会に付託しました議案第20号の審査結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（沓澤昌廣君） それでは産業建設常任委員会、委員長報告をいたします。

平成28年3月11日開催の第1回定例会2日目において、産業建設常任委員会に付託のありました、議案第20号「国営土地改良施設整備基金条例の制定について」の審査経過と結果について報告いたします。

本議案につきましては、3月15日、全委員出席のもと、委員会を開催し、関係部課長の出席を求め、慎重に審議を行い、同日委員会として討論・採決に至ったものであります。

本条例は、国営事業で整備が可能となった、太陽光発電施設から発生する売電収入を国営土地改良施設に係る維持管理等経費として運用するため、当年度の経費充当分以外を次年度以降の整備経費の財源として積み立てる必要があることから、基金条例を制定するものです。

国営環境保全型かんがい排水事業は、用排水施設の整備により、用水不足の解消と湛水・過湿被害を解消し、かんがい用水を利用した家畜ふん尿の効率的な農地還元による土地生産性向上及び農作業の効率化を図ることにより、農業経営の安定及び地域農業の振興とあわせて、水質浄化等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備により、環境保全型農業の推進に資することを目的として行われています。

本事業において太陽光発電施設を導入し、得られる売電収入を肥培施設や排水路の維持管理等経費に活用することで、家畜ふん尿の適正な処理による有効利用が可能となり、環境負荷物質の低減が図られ、排水路の機能低下防止も可能となります。

一昨年４月には、良好な水環境を保全し、別海町の基幹産業である農業と漁業が将来にわたり共存共栄しうる社会の構築を目的に「畜産環境に関する条例」が制定されており、本条例の趣旨にも合致するものと考えられます。

このようなことから、本条例は、国営事業により整備された肥培施設の安定的な維持管理が可能となり、町の重点政策である畜産環境保全型酪農の推進及びエネルギーの自給に寄与するものと考えられます。

以上、慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第２０号について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと、決定された次第であります。

以上をもって、産業建設常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（松原政勝君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

以上で、常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を終わります。

◎日程第３ 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（松原政勝君） 日程第３ 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮りします。

平成２８年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第１号から議案第８号までの８件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会ですので、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

◎日程第４ 各議案の討論・採決

○議長（松原政勝君） 日程第４ 各議案の討論、採決を行います。

平成２８年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われております。

つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成２８年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、平成２８年度各会計予算の採決に入ります。

初めに、議案第１号平成２８年度別海町一般会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件につきましては起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原政勝君） 起立多数であります。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました

次に、議案第２号平成２８年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号平成２８年度別海町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号平成２８年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号平成２８年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号平成２８年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号平成２８年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号平成２８年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま、議案第 1 号から議案第 8 号までの平成 28 年度別海町各会計予算について、全て決定しましたので、平成 28 年度別海町各会計予算審査特別委員会はただいまをもって解散いたします。

松壽委員長、今西副委員長初め、委員の皆様、御苦勞さまでございました。

議案第 17 号別海町行政不服審査会条例の制定についての討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号野付半島災害時避難施設条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 20 号国営土地改良施設整備基金条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議案第 32 号別海町特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議案第３８号別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

議案第４４号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

議案第４５号別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論を終わります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

議案第４６号牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

議案第４７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

議案第４８号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり決定されました。

同意第１号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

日程第５ 発議第１号から日程第８ 発委第３号までの４件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第５ 発議第１号から日程第８ 発委第３号までの４件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第５ 発議第１号

○議長（松原政勝君） 次に、日程第５ 発議第１号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

８番西原議員。

○８番（西原 浩君） それでは、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

まず、議案の提案理由ですが、本件、条例の改正につきましては、これまで、保育園は福祉医療常任委員会、幼稚園は総務文教常任委員会がそれぞれ所管しておりましたが、平成２８年４月１日からこども・子育て支援の一環として、認定こども園となることに併せ、協議調整の効率化を図るため、認定こども園に関する事務については福祉医療常任委員会が所管することとしました。

これに伴い、別海町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、内容について、議案の朗読をもって説明に変えさせていただきます。

発議第１号、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び別海町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２８年３月１８日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松壽孝雄、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「事項」の次に「（認定こども園に関する事務を除く。）」を加え、同条第2号に次のように加える。

エ、教育委員会の所管に属する認定こども園に関する事務。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第1号

○議長（松原政勝君） 日程第6 発委第1号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松壽孝雄君） 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

奨学金利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。

その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,322,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、返したくても返せない若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。そもそも、安定した収入を得て返済するという制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ません。

また、滞納者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金が、まず、延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。

そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところです。

OECD加盟34か国のうち、半数近くの国の大学は授業料が無償で、32カ国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。

大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、本意見書を提案するものであります。

発委第1号、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年3月18日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会総務文教常任委員会委員長、松壽孝雄。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第2号

○議長（松原政勝君） 日程第7 発委第2号教職員定数の削減に反対する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松壽孝雄君） それでは、教職員定数の削減に反対する意見書の内容について御説明を申し上げます。

学校において、子供たちが豊かな学びを行う上で、実際に運営を担う教職員の体制の充実が極めて重要です。

日本の教職員は他国の教職員に比べて職務の幅が広く、勤務時間も長く、教職員の数は現在でも十分ではありません。

そのような状況の中、財政制度等審議会において、機械的に教職員定数を削減すべきとの意見が繰り返し出されました。複雑・困難化する学校現場の実情を無視した議論が国でなされていることに対して、極めて憂慮しております。

もし、教職員定数を削減すれば、少人数教育や特別な支援の必要な子どもたちへの対応等きめ細かな取り組みができなくなり、子供たちの教育環境が悪化することは明らかです。

子供たちは、育ち学ぶ場所を自ら選ぶことはできません。子供たちの学ぶ環境をより充実し、子供たちの未来に責任を負うことは、私たち大人の責務であります。

都市と地方の格差のない全国的な教育水準の維持向上を促進する立場から、教職員定数の削減に反対し、教職員数増など学校教育環境の充実を強く要望し、本意見書を提案するものであります。

発委第2号、教職員定数の削減に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年3月18日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会総務文教常任委員会委員長、松壽孝雄。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、財務大臣、文部科学大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発委第3号

○議長（松原政勝君） 日程第8 発委第3号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉常任委員長（戸田憲悦君） 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書の内容について説明申し上げます。

2016年度は2年に1度行われる診療報酬改定の年に当たります。

財政制度審議会は、2016年度の政府予算編成に向けた建議（意見書）をまとめ、薬価とともに医師の技術料も含めて、マイナス改定が必要としました。

安心・安全の医療を国民に安定して提供できるようにするためには、医療の質を損なうマイナス改定ではなく、むしろ増額が求められています。

医療技術の質を保つために必要な報酬が手当てされなければ、国民は安心して医療機関にかかれず、かかりたい医療が保険から外されてしまえば患者の負担は深刻となります。

診療報酬の引き下げは、医療機関の経営を危機に追い込むこととなります。

また、政府は公立病院への交付税算定基準を許可病床数から稼働病床数に切りかえました。

このことによって、交付税措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっています。

医師・看護師不足のために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も想定されます。

道内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住み続けることがますます困難になることが予想されます。広大で冬期間の積雪・寒冷といった地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要であります。

このことから、国においては、地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築するよう強く要望し、本意見書を提案するものであります。

発委第3号、診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年3月18日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会福祉医療常任委員会委員長、戸田憲悦。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、規制改革担当大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議員派遣の件

○議長（松原政勝君） 日程第９ 議員派遣の件を議題といたします。
内容については、お手元に配付のとおりであります。
お諮りします。
議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第１０ 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第１０ 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。
各委員長から会議規則第７５条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
平成２８年第１回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前１０時５１分

◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。
○町長（水沼 猛君） 第１回町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。
本定例会には、平成２８年度各会計予算など、議案４８件、同意案件１件を提出させていただき、３月１０日から本日まで、実質７日間にわたる御審議をいただきました。
１日目に先議により議決いただいた、平成２７年度各会計補正予算等に加え、本日、全ての案件について御決定を賜り、心からお礼を申し上げます。
また、松壽委員長、今西副委員長を始め予算審査特別委員会委員の皆様には、一昨日と昨日の２日間にわたり、平成２８年度各会計予算８件につきまして、慎重な御審議をいただきました。
全て原案のとおりご決定を賜りましたが、今後も予想される厳しい財政状況をしっかりと

と認識した上で、特別委員会においていただいた、貴重な御意見も踏まえながら、予算執行に務めてまいり所存でございます。

さて、「矢臼別演習場周辺まちづくり基本構想」は、パブリックコメントの募集期間を終え、昨日、庁内の検討委員会で内容の審議を行いました。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、明後日の20日にパブリックコメント募集期間を終了いたします。

寄せられた意見などにより、内容を最終的に検証の上、戦略策定作業を完了させますが、策定した戦略については、今後、町民の皆さんに公表していく予定としております。議員の皆様には、全員協議会において素案として説明をさせていただいておりますが、早い機会に策定結果を御報告させていただきます。

次に、2点御報告を申し上げます。

3月31日をもって閉校する別海小学校、別海中学校ですが、中学校は3月14日、小学校は本日、最後の卒業式が行われています。閉校に御尽力をいただいた、児童、生徒、地域の皆様、学校関係者に感謝を申し上げたいと存じます。

本町で一番歴史のある学校の閉校は、大変感慨深いものがありますが、4月からの新しい学校生活が円滑に行われるように、今後も努めてまいりますので、議員のみなさまの御支援をよろしくお願いいたします。

2点目ですが、新年度から、建設水道部機構の一部見直しを予定しております。

内容といたしましては、現在、建設水道部管理課に配置する住宅担当と事業課に配置する建築担当を、それぞれ分離統合し、「建築住宅課」として再編するというものです。

今後の、町有建物長寿命化計画や公共施設等総合管理計画の策定に向け、建設及び改築・改修の担当部門と管理及び住宅政策等を担う住宅部門を統合することで、時代に対応する機能の強化を図ろうとするものです。

また、大課制、いわゆるスタッフ制を引いていることから、課内部の業務分担となりますが、建設水道部・上下水道課において、機能的な業務執行体制移行を目指し、二つの担当の統合を予定しております。

いずれも、事務処理の効率化や機能化を図るために、見直しを行なうものでございます。

次に、今後の予定ですが、国の補正による地方創生加速化交付金に関して、現時点で補助申請に対する内示が受けられず、定例会会期中に追加の補正予算の提出には至りませんでした。

一両日中にも内示があるものと思われませんが、採択の状況に応じた補正予算を編成するため、臨時議会を召集させていただかなければなりません。

本年度も、残すところ本当にあとわずかですが、タイトなスケジュールとなりますが、議員各位の御理解をいただきたく、よろしくお願いいたします。

結びとなりますが、議員の皆様におかれましては、今後とも、町政運営全般に渡り、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、定例会閉会に当たってのお礼並びに御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（松原政勝君）　ここで、本年3月31日付けで退職されます幹部職員の紹介の申

し出がありますので、お受けいたしたいと思います。

それでは、町長から紹介がありますので、職員は演壇の前に、議員席に向かって御並びください。

○町長（水沼 猛君） 議会が終了いたしまして議員の皆さんに置かれましては、大変お疲れのところと思いますが、少々時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、本年３月３１日をもって、定年退職をされる幹部職員から御挨拶をさせていただきたいと思います。

３月３１日付けで退職する職員につきましては、一般事務職と専門職合わせて定年退職者が７名、勸奨退職が１名、自己都合退職者が４名の１２名でございます。

このうち、本日、次長職以上の退職幹部職員を私のほうから紹介をさせていただきまして、紹介の後、退職する職員から一言ずつ御挨拶とさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、退職職員は、議員の皆様から向かって、左側から佐藤一彦病院事務長、佐藤告総務部次長、上杉光博教育部次長の３名でございます。

それでは、病院事務長から順次、一言ずつ退任に当たっての挨拶をいたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、お願いします。

（・・・ 退職者から、一言ずつ挨拶・・・）

（病院事務長 佐藤一彦 挨拶）（拍手）

（総務部次長 佐藤告 挨拶）（拍手）

（教育部次長 上杉光博 挨拶）（拍手）

○町長（水沼 猛君） 一人一人から今、御挨拶をいただきましたが、冒頭で申し上げましたとおり、本年度は御紹介の幹部職員を含めて７名の職員が定年退職となります。

在職中につきましては、昭和から平成と時代が目まぐるしく移り変わる中、行財政改革推進にも取り組みながら、それぞれに力を発揮し、町民福祉の向上、また、安全安心のまちづくりに尽力をいただいてまいりました。

議員の皆様にも、多くの御指導と御鞭撻をいただき、大変お世話になりましたことに私からも、深く御礼を申し上げる次第であります。

以上で、退職する幹部職員紹介と挨拶を終わらせていただきます。

貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で終わります。

皆様、大変御苦労さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員